

水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

営業課

1 目的

この基準は、小規模社会福祉施設に設置される特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、スプリンクラー設備の水源が給水管及び配水管から直結して分岐するスプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）の取扱いを定めることを目的とする。

2 手順

取扱いの手順は、「水道直結式スプリンクラー設備申請フロー」（別紙1）のとおりとする。

(1) 事前協議

水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、「直結給水事前協議申請書」（中高層建物直結給水施行基準（以下「施行基準」という。）様式1号）に必要事項を記入し、関係図面を添えて呉市上下水道局（以下「局」という。）に申し込むものとする。設計水圧は、「直結給水事前調査チェックシート」（施行基準様式2号）により決定し、「直結給水事前協議の結果について（回答）」（施行基準様式3号）により回答するものとする。

(2) 設計協議

協議申請者（以下「申請者」という。）は、水道直結式スプリンクラー設備の設計について「給水設計協議確認書」（施行基準様式4号）に必要事項を記入し、関係図面及び「水理計算書」（施行基準様式5号から8号）を添えて2部作成し局に申し込むものとする。施行基準を満たしていることが確認されたものについて、「給水設計協議確認書」を局と申請者がそれぞれ1部保管するものとする。

(3) 給水装置工事申込時の注意事項

申請者は、給水装置工事の申込時に「水道直結式スプリンクラー設備に関する確認書」（別紙2）及び審査済の「消防用設備等計画書」の写しを添付するものとする。

3 設計審査における注意事項

(1) 水道直結式スプリンクラー設備は、給水装置を分岐しようとする配水管又は給水管の給水能力の範囲内で、正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものであること。

(2) 停滞水が発生しないよう、管末に給水栓を設けること（火災時のみ通水する設備については不要）。

(3) 停滞空気が発生するおそれがある場合は、空気弁等必要な設備を設けること。

(4) メータ口径の決定に当たっては、スプリンクラーヘッドの器具給水負荷単位の加算は行わないこと。

(5) 水道直結式スプリンクラー設備は、給水装置の構造及び材質の基準に適合し

ていること（火災時のみ通水する設備についても同様）。

4 設置台帳の作成

水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たり「水道直結式スプリンクラー設備設置台帳」を作成し、その設置状況を把握する。

5 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見えやすいところへ表示するよう指定給水装置工事事業者に指導する。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの水に異常があった場合には、局又は設置工事をした指定給水装置工事事業者に連絡するよう指導する。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の作動に必要な水圧及び水量が得られない場合において、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽又は増圧ポンプの設置等の措置が必要になる場合には、呉市消防局（以下「消防局」という。）に相談するよう指導する。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たり、水道使用者等から消防法令で規定された消防用設備等の必要な事項に関する問い合わせ等については、消防局から必要な情報を収集する。

付 則

この基準は、平成22年3月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

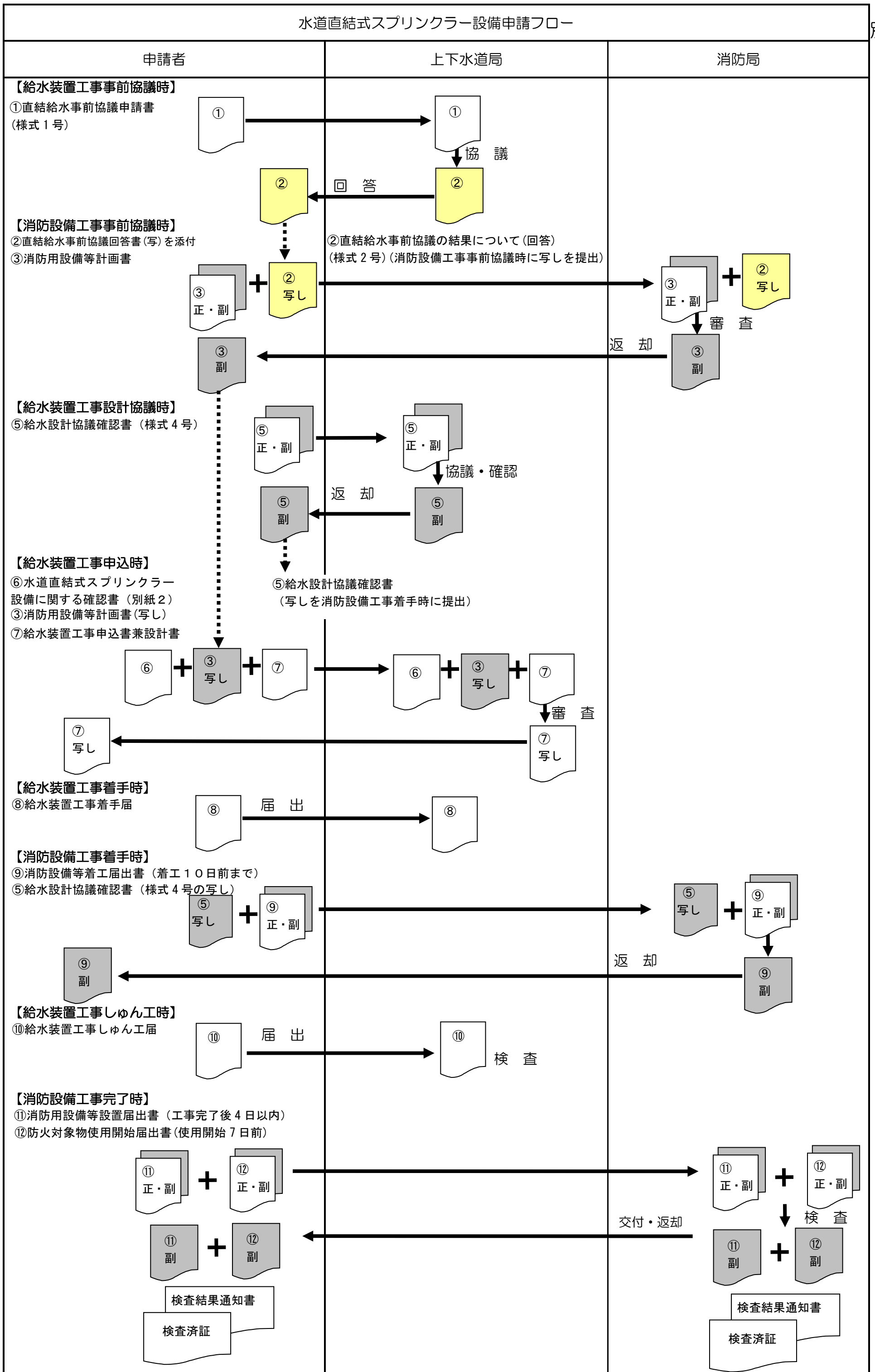
付 則

この基準は、令和3年11月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

水道直結式スプリンクラー設備申請フロー



年 月 日

呉 市 長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

設置場所

住 所

水道直結式スプリンクラー設備に関する確認書

この度、水道直結式スプリンクラー設備を上記の場所に設置するに当たり、次の事項について十分理解し、適正に維持管理することを確認します。

- 1 水道直結式スプリンクラー設備は、水道直結であるため、配水管等の断水時には使用できないこと。
- 2 水道増圧装置を設置している場合は、停電時において所要の水量が確保できない場合があること。
- 3 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じた場合でも、呉市上下水道局はその責を負わないこと。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における誤作動及び火災時の作動不良に関し、呉市上下水道局はその責を負わないこと。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には、1～4のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させること。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備の配管変更を行う場合は、呉市水道事業給水条例等関係法令に基づき、適正に行うこと。
- 7 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前項までの事項について譲受人に熟知させること。